

「神戸市開発事業に関する技術基準」の概要

【技術基準の概要】

技術基準は、条例第 16 条から第 23 条及び施行規則に基づき、道路・公園等の詳細な技術基準を定めたものであり、条例第 13 条の開発事業承認の基準となります。

【参考】技術基準の体系

第 1 章	総則	
第 2 章	道路	(条例第 16 条関連)
第 3 章	公園、緑地又は広場	(// 第 17 条関連)
第 4 章	下水道	(// 第 18 条関連)
第 5 章	河川	(// 第 19 条関連)
第 6 章	水路	(// 第 20 条関連)
第 7 章	消防水利	(// 第 21 条関連)
第 8 章	消防活動空地等の確保及び代替措置	(// 第 22 条関連)
第 9 章	ごみ等の集積施設	(// 第 23 条関連)
第 10 章	雑則	

(1) 開発指導要綱からの主な変更点

① 管理用通路の帰属

水路の維持、管理を適正に行う必要があるため、管理用通路は本市に帰属するものとします。

② 調整池に関する管理協定の締結

調整池及びその用に供される土地の所有者は、調整池の維持管理に関する協定書を本市と締結するものとします。

③ ごみ等の集積施設の設置基準の変更

燃えるごみ、燃えないごみ、資源物を排出する施設を一本化し、基準面積を縮小します。

・戸建住宅	原則 20 戸で 1 箇所	5.2 m ²	(20 戸を超える場合は戸当たり 0.26 m ² 加算)
・集合住宅	原則 20 戸で 1 箇所	4.8 m ²	(20 戸を超える場合は戸当たり 0.24 m ² 加算)
・ワルームマンション	原則 10 戸で 1 箇所	3.9 m ²	(30 戸を超える場合は戸あたり 0.13 m ² 加算)

また、ごみ等の集積施設の形状変更に関して、ごみ等の集積施設及びその用に供される土地の所有者は、利用形態の変更等により、既存の集積施設を変更する場合は、本市と別途協議を行い設置基準に適した集積施設を設置しなければならないこととします。